

証券税制の流れと課題 ～「貯蓄から投資へ」の進め方

平成26年8月4日



株式会社資本市場研究所きずな

証券税制の変遷と課題

税制の変更は、個人の投資行動に大きな影響を及ぼしている。譲渡益課税の軽減措置が終了する昨年の個人の日本株売買では、8.7兆円を超える金額が売り越されたが、今年から始まった非課税投資のNISA(少額非課税投資制度)では、3月末までに650万口座が開設され、3ヵ月間で新たに1兆円の投資資金が流入している。

この証券税制がどの様に変わってきたか主要な項目別に見直してみた上で、その課題に改めて向き合ってみたい。

【キャピタル・ゲイン課税の変遷】

戦後の所得税制の基点は1949年のシャープ勧告に拠るが、利子・配当・譲渡益も一旦全額総合課税とされた。しかし、資本が脆弱な当時の日本企業への投資を促す為に1953年から原則有価証券譲渡益は非課税とされ、1961年に一定の大口取引が課税化されたものの、日本経済の高度成長期を経て、原則非課税は1988年まで続いていた。なお、この原則非課税制度に伴って、取引金額に

課税する有価証券取引税制度が導入されていた。(1999年に廃止)

1988年度からは、原則譲渡益課税に変わったが、申告分離課税(税率26%)か源泉分離課税(売買代金の1.05%)が選択できる二者択一の制度が取り入れられ、この制度は2002年まで続く。2003年からは、源泉分離課税方式が廃止され申告分離に一本化されたが、税率は20%に引き下げられた。なお、景気対策として同時にこの譲渡益課税に対する軽減措置が取られ、10%課税が昨年末まで続いていたが、本年から原則の税率20%に戻っている。

【非課税投資制度の変遷】

厳密に言えば投資の為だけではなく、「マル優」制度(少額貯蓄非課税制度、別途国債投資に限った特別マル優制度があり)が1963年に始まり1988年まで存続しており、公社債や公社債投信に加え1972年からは株式投信も投資残高300万円まで非課税の対象となっていた。この制度は、1988年に高齢者(65歳以上)・障害者・母子家庭向けに限られ、2005年には障害者以外の部分

も廃止されている。一方、2001年10月には景気刺激策として一時的な投資の為の非課税措置が取られ、2002年中に購入した1000万円までの株式を2年間保有した場合(2007年末まで)、100万円までの株式を1年間保有した場合(2005年末まで)、それぞれに限り非課税とするものだった。また、目的が個人年金資産形成に限られるが、2001年10月から確定拠出年金制度(日本版401K)が始まっており、毎月の拠出額が上限があるものの残高の制限がない非課税投資制度とも言える。なお、本年から始まったNISAに関しては、取りあえず制度期限10年間の暫定的導入とされている。

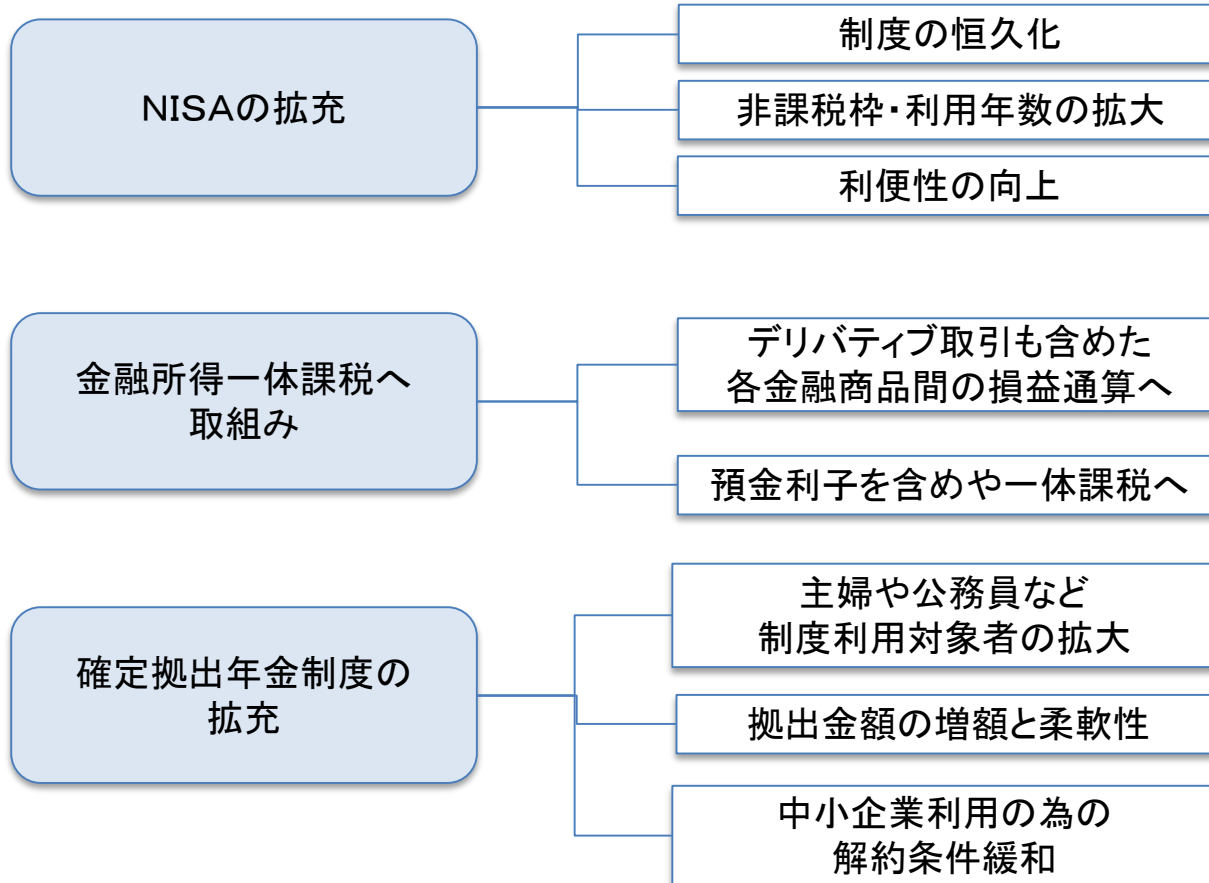
【配当課税について】

1965年に、1銘柄年5万円以下(1974年に10万円以下に引き上げ)の申告不要制度(税率10%)、1銘柄年50万円未満の源泉分離選択課税制度(税率15%)が創設され、その後、税率が段階的に引き上げられたが、2003年に上場株式等の申告不要制度(税率が原則20%、但し軽減措置が昨年まで実施され10%)の導入に伴い、両制度は廃止された。

なお、現状での投資に関する税制面の課題については、大きく分けると金融所得一体課税の進め方と非課税投資制度の拡充だが、実務的には下図の様な点が挙げられる。

投資に関する税制の課題

影響する政策



成長戦略の中での個人の非課税投資の在り方

マイナンバー制度など環境整備

個人の年金制度設計

金融所得一体課税の進め方

政府が個人の金融所得課税に関して一体化を進めるとの基本方針は既に決定されている(政府税調金融小委員会報告2004年6月15日)。その目的は、「貯蓄から投資へ」を政策的に進めることと、家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵となるとしており、その為、金融商品間の課税の中立性、簡素で分かり易い税制、一般の個人の投資リスクの軽減、などを進めるべきとしている。

その具体的内容として、報告書では次の様なことが示されていた。(以下、委員会報告より)

◎税率を20%として、次の課税方式を均衡化する＝原則総合課税だった大口以外の上場株式の配当、公募株式投信の収益分配金。譲渡益非課税だった公社債、公社債投信の譲渡益。雑所得として総合課税されていた外貨預金の為替差益。同じく雑所得若しくは一時所得として総合課税されていた金融所得類似の保険収益。などが対象として上げられている。

◎損益通算の範囲を拡大すること＝「貯蓄から投資へ」という政策的要請に依って、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、以下の様に利子所得も含めて検討すること。

- ✓ 株式譲渡損益と公社債譲渡損益
- ✓ 上場株式の配当と譲渡損失、公社債投信の収益分配金と譲渡損失
- ✓ 株式譲渡損失と利子所得

◎納税環境の整備＝損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。

実際の一体化に向けての取組みは、2009年に上場株式及び公募の株式投信の譲渡損失と配当・収益分配金の損益通算から始まっており、2016年からは次の債券取引に係る譲渡損益と利子・収益分配金の損益通算及び株式関連と債券関連の損益通算が出来るように平成25年度の税制大綱で決定されている。

・損益通算や譲渡損失繰越の対象となる債券「特定公社債等」=国債、地方債、公募社債、国内外の公営企業等が発行した債券、公募公社債投信 等

なお、これらの債券等の投資は、利子・収益分配金が源泉分離から申告分離へ、譲渡益も非課税から申告分離へ課税制度が変更される。

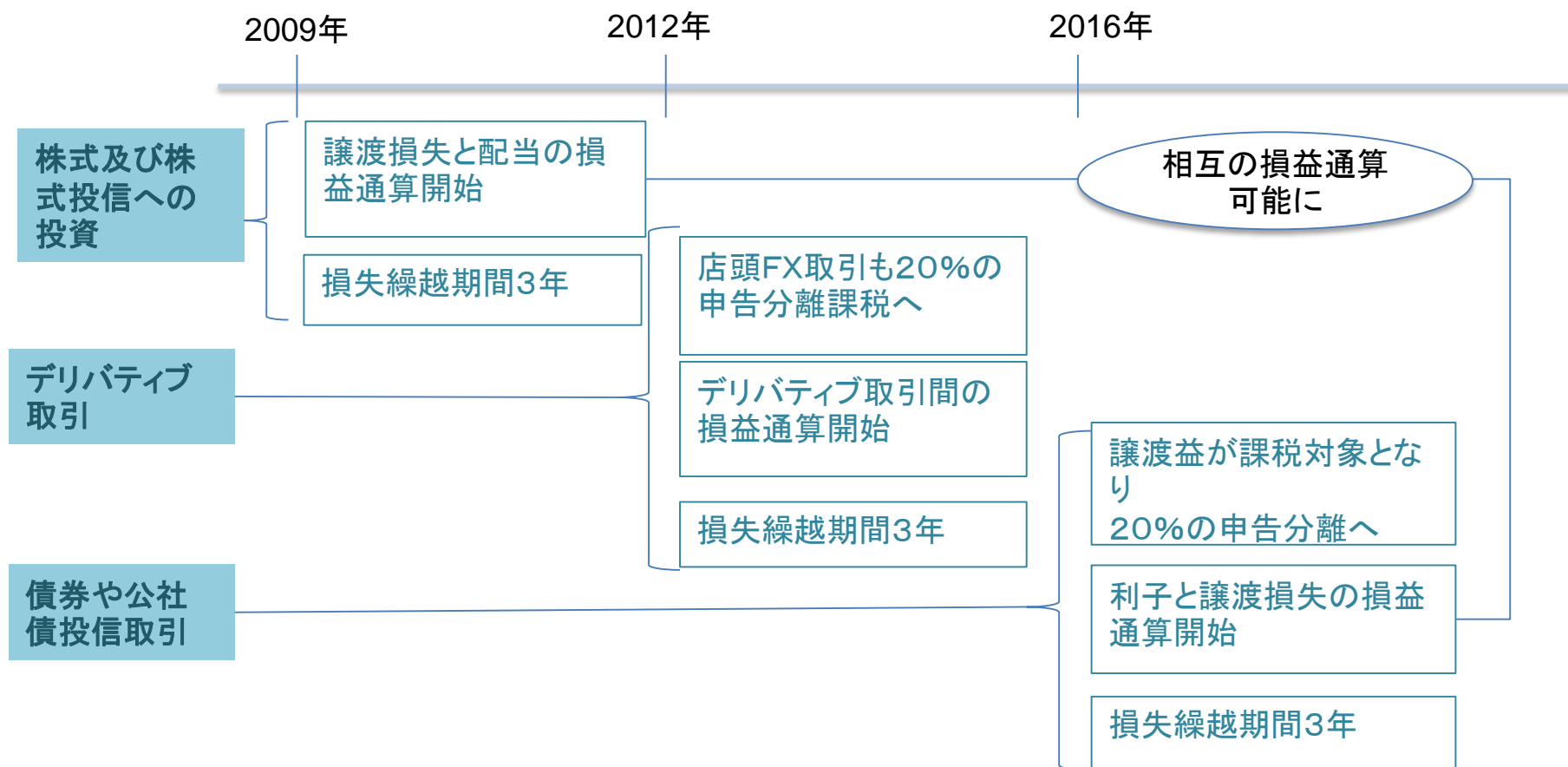
また、平成26年度の金融庁からの税制要望では、金融商品間での損益通算の範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況といった問題認識が示され、損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金についても拡大することが要望されている。同様の要望は、前年度も要望事項として上げられていたが平成25年度の税制改正大綱では検討継続事項とされて、平成26年度もその状況が続いている。

金融行政や業界では今後一層の金融所得一体課税へ向けての要望を強めていくと予想されるが、主に次の3点が考えられている。

- ① 金融商品に係る損益通算範囲を、デリバティブ取引・預貯金利子も拡大すること。
- ② 損失繰越期間を3年間から延長もしくは無期限とすること。
- ③ 課税実務を簡素化するために、特定口座の利便性向上やマイナンバー制度導入に伴う税務分野での利用促進を進めること。

①については、総合取引所実現を睨んで取引所デリバティブから先行してという要望が出されているが、財務省が懸念する租税回避行為と投資家サイドのリスク回避行為の論点が整理されていくことが必要とみられる。但し、欧米諸国ではデリバティブ取引を金融商品間の損益通算の対象とするのが主流となっている。また②については少なくとも10年間、できれば米国やドイツの様に無期限とすることが望まれている。③に関しては、2016年実施を控えたマイナンバー制度の課税・口座管理実務上の利用が期待されているが、損益通算を預貯金まで含める場合のキーとなりそうだ。また、このことは次章で述べるNISAなどの非課税制度拡大にも影響する可能性が高い。

金融所得一体課税への進展



非課税投資制度への期待

金融所得課税の一体化が進められる中、個人の投資を拡大するためにも非課税の投資制度拡充が望まれている。勿論、中心になるのがNISAだが、制度が始まって半年しか経っていないものの、個人の投資拡大に向けて証券会社・金融機関の期待は大きい。その背景としては、アベノミクスの成長戦略に対する期待感があり、岩盤の様に思えた一般国民の貯蓄選好から、投資へ向かう為の今後の実効性のある政策が望まれている。

NISAに関する今後の拡充策としては、

- 同制度の維持を、現在の10年間の暫定的期間から、制度を恒久化する事
- 1年間の投資枠を、現在の100万円から増額させる事（マスコミ報道では、年240万円案も政府内で検討）
- 現在、5年間の累積投資期間（年100万円×5年間＝累積投資金額500万円まで）を長期化する事

などが考えられるが、一層のNISA口座に関する利便性

向上も必要だ。平成26年度税制改正大綱では、

最初の制度設計として、当初4年・その次の4年・最終期間の2年の間でなければ口座開設の金融機関は変更できなかったが、2015年より毎年金融機関を変更することが出来ることとなった。また、海外転勤などで一旦NISA口座を廃止した場合、翌年以降の再開設も認められた。

今後のNISAの更なる拡充には、一般国民の認知と利用の向上が必要だが、その為には官民一体となって同制度の国民への浸透策が図られている。金融庁が5月に実施した調査（NISA口座の利用状況について）では、今年3月末の口座数は650万口座で約1兆円の資金が投資されており、その内約6割が投資信託、約4割が上場株式等となっている。同時に約1万名の証券会社や金融機関などの営業担当者へのアンケート調査が実施されているが、営業現場では顧客からの質問が多い点として、非課税期間が5年間であること（全体の52.3%）、特定口座と損益通算が出来ないこと（同、42.5%）が挙げられており、また若年層の利用拡大の為には4割以上の営業担当者が投資教育が重要としている。

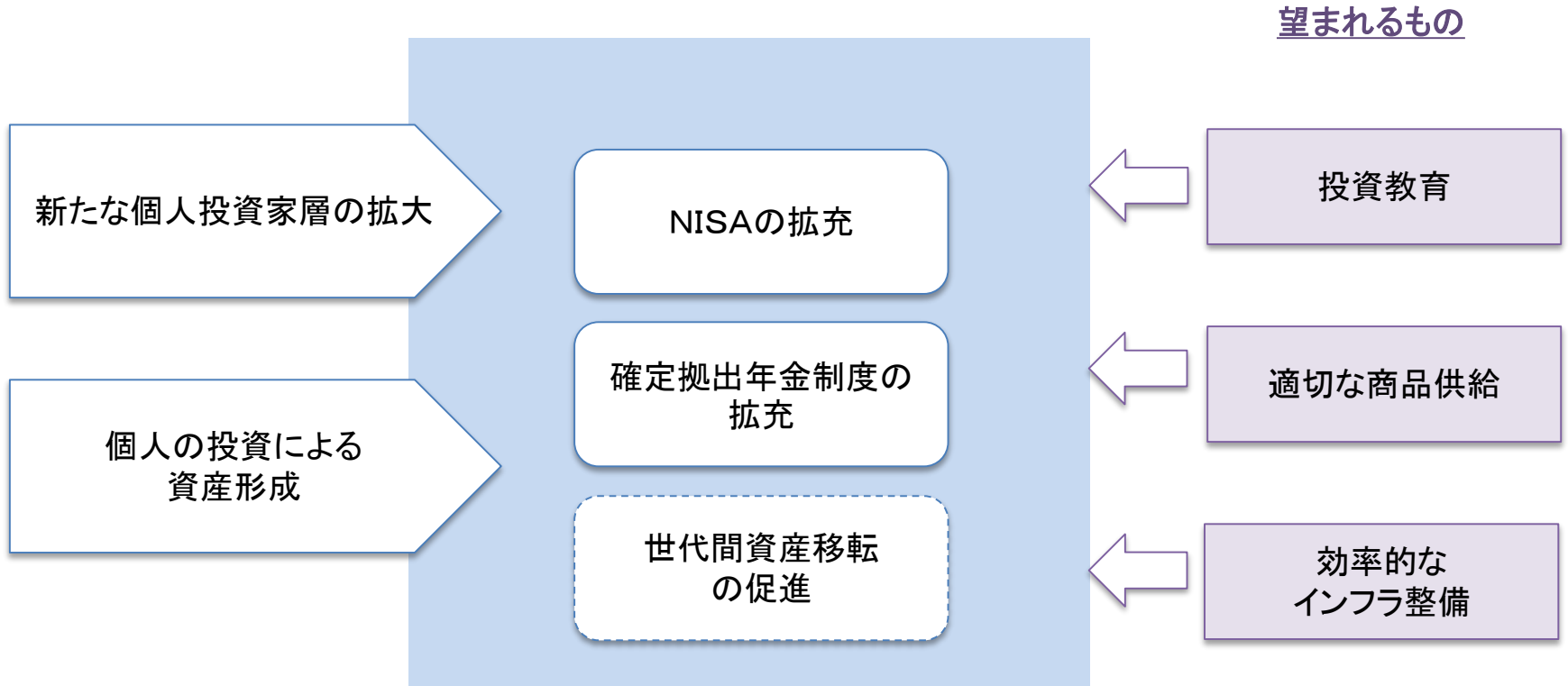
一方、主に企業を通じて加入し従業員が年金資産を自ら運用する確定拠出年金制度は、今年4月に加入者数が500万人を突破した。拠出金残高は8兆円を超え、その内3割強が投資信託で運用されている。

この制度については、経団連からも年金税制の改善として、拠出限度額の大幅な引き上げ・拠出限度額内でのマッチング拠出の完全自由化・退職一時金からの資産移管方法の弾力化など、企業の実情に合わせた柔軟な制度設計が出来るよう改善要望が上がっている（平成26年度税制改正要望）。加えて国民間で幅広く利用するために、公務員などへの加入対象者の拡大、資産の中途引き出し要件の緩和などが要望事項として加わっている。なお、政府は今年10月から毎月の拠出金上限を5.1万円から5.5万円へ引き上げることを6月に閣議決定している。

この他、証券業協会による平成26年度税制改正要望では、世代間の資産移転促進の為、祖父母などが上場株式を新規に購入して3年以上保有した場合、孫などへの贈与について1000万円まで贈与税非課税とする税制措置の要望も行っている。

以上の非課税投資制度は、個人の新たな投資家層を拡大していく事に重点が置かれており、また投資による資産形成も重要な政策目的となっているが、その為には、個人の資産形成目的に合わせた投資教育・適切な商品供給・これらを支える商品やサービス提供者にとっても効率的なインフラ整備などが制度が国民間に定着するポイントとなりそうだ。

非課税投資制度への期待



業界の取組みと変化、そして可能性

金融所得一体課税や非課税投資制度の拡充が投資関連ビジネスにどのような変化をもたらすかを考える時に、先ず個人の投資に起こるであろう次の様な変化に注目する必要がある。

○NISAなどの非課税投資制度拡充により、若年層を中心に新たに投資を始める個人が増加する。

○新たに投資を始める層は、投資による資産形成が目的となるので毎月積み立ての様な累積投資手法が見直される。

○金融所得一体課税は、個人が自らの金融資産全体（負債を含む）を一括で管理するというニーズを高める。

これらの個人の投資に対する変化を受けて、以下の様な投資関連ビジネスの変化が予想される。

・新しい個人投資層の投資の中心は投資信託が中心になるとみられるが、少額・長期・累積投資に向けた商品性

が求められる。その為、投資信託の信託報酬など投資家が負うコスト引き下げと伴に、受託者の運用能力向上や運用の透明性を求める動きが強まるが、このことは本年6月に公表された新成長戦略においても“豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立”の為に必要と指摘されている。

・政策的にも新たな投資家層の為の投資教育は強化されそう。これらは行政や業界が中心となって進められるとみられるが、確定拠出年金制度の導入企業では、従業員向け投資教育に注力する企業も増えると予想される。但し、個人が実際の投資行動を取る為には、個々のライフスタイルや人生観などにあった助言が必要だ。その為、投資サービスを提供する側から見ると、既存の個人投資家層への投資コンサルティングとは異なり、どの様に新しい個人層への助言を効率的に行っていくかが課題となりそう。

・個人投資家は自分のポートフォリオを作るにあたり、まず現在の金融資産全体をバランスシートの様に見直すことから始め、自分の投資余力や投資スタンスを考える。

その際、ファンドの運用の様にリスク・オンやリスク・オフを効率的に行ったり、保有金融資産のリスクヘッジや保有単価引き下げの様な投資行動をとる個人投資家層が増えることも考えられる。これら様々な投資態度を支えるために証券会社の営業現場ではコンサルティングがその中心となっていくのではないだろうか。これを受け証券会社の個人営業のスタイルも、金融商品販売型から資産管理型へその重心が移っていく可能性がある。

以上の様な投資関連ビジネスの今後起こりうる変化について、次の様な対応が証券会社や金融機関には必要ではないだろうか。

◎職域営業・投資教育の活用＝みずほ銀行は職域営業で新たなNISA口座獲得を目指すサービスを始めたが、これは給与天引きで投資信託を購入したものをNISA口座で管理する。この様に、職域営業＋累積非課税投資といったことが他の金融機関や証券会社と金融機関の協働で増えるだろう。また、確定拠出年金制度を導入した企業へ投資教育を行うことでも、職域営業の窓口は増えるだろう。

◎インターネット環境の整備＝多くの個人への助言活動を効率的に行う為にも、リアルタイムな個人の金融資産管理や個々に適した金融商品情報、その他営業現場でのコンサルティング支援機能などを営業現場におけるインターネット環境整備が求められる。

◎関連(情報等)インフラの共同利用＝投資に関連した情報や管理インフラなど間接費用の削減ニーズは常に証券会社などの命題となっているが、NISAなどでの新規個人層獲得を契機に、同業間などの共同利用が進んでも良い。

取組みと変化、可能性

コスト削減と効率化

